

平成30年4月13日

古賀市教育委員会  
(文化課 文化財係)

「国史跡船原古墳保存活用計画」(案)パブリック・コメント実施結果

「国史跡船原古墳保存活用計画」(案)のパブリック・コメント手続を実施した結果について、古賀市パブリック・コメント手続実施要綱(平成20年3月告示第20号)第11条第1項の規定に基づき、次のとおり公表します。

(1) 政策等の題名	国史跡船原古墳保存活用計画
(2) 政策等の案の公表日	平成30年3月30日(金)
(3) パブリック・コメント手続の実施期間	平成29年12月22日(金)から 平成30年1月22日(月)まで(32日間)
(4) 意見等提出者数	2名
(5) 提出意見等件数	11件
(6) 提出意見等を考慮した結果及びその理由	別紙のとおり
(7) その他の修正点	誤字脱字等の訂正、わかりにくい表現等の適正化等を適宜行いましたが、詳細については省略しています。

【問い合わせ先】

〒811-3103

福岡県古賀市中央2丁目13番1号

古賀市教育委員会 文化課 文化財係

TEL: 092-940-2683

FAX: 092-944-6215

E-Mail: bunkazai@city.koga.fukuoka.jp

「国史跡船原古墳保存活用計画」（案）パブリック・コメントの結果について

番号	該当箇所		ご意見の内容（文体については原文のまま）	計画への反映	ご意見への回答
1	5ページ	第1章 第4節(1)	<p>第4次古賀市総合振興計画の後に「平成24年6月」という時期が記載されていますが、これは冊子としての刊行時期を示すものであって、策定期間を示すものではないと思います。策定期間は、平成24年3月が正しいのではないかでしょうか。</p> <p>ただ、刊行時期や策定期間を示すよりも、対象期間が24～33年度であり、その総合振興計画と本計画の整合性を記載していただければ、策定期間の明示は必ずしも必要ないのではないかとも思いました。</p> <p>他の計画との関係性の記述においても同様に思いますので、対象期間優先で掲載の仕方をご確認いただけたら幸いです。</p>	変更します	ご意見を受けて、各計画等の後には対象時期を記載することとします。
2	6ページ	第1章 第4節(2)	<p>本計画においては、船原古墳とその価値を次世代につなぐべく、保存・活用とそのための資源確保（金銭的・人的なものを含む）を実現しようとされています。その手法には相当な生涯学習や文化振興の概念を用いておられることから、古賀市における「文化芸術振興計画」「生涯学習振興計画」とその整合性についての記載をお願いします。</p> <p>なお、その二計画を含有する位置づけのものとして「教育大綱」があり、それを掲載されているかとは思いますので、（8）の引用だけでなく（5）および（6）の引用の追加と計画名の記載という形でもかまいません。一方で、「他の計画との関係」という小節の名でもありますことから、計画間の関係性を示す意味でも、当該の二計画は名称だけでもお示しをいただけたらと思います。</p>	変更します	ご意見を踏まえて、「教育大綱」(5)(6)の引用追加と計画名の加筆をします。
3	20ページ	第2章 第2節(5)	「あるいてん道」と記されている部分がありますが、市の他の資料を見ると「歩いてん道」という漢字の標記の記載を見かけます。もし市のはうで統一標記のほうが望ましければ統一をご検討ください。	変更します	ご意見のとおり「歩いてん道」が正しい表記ですので修正します。
4	24ページ	第2章 第3節(1)	<p>昭和後期（第二次世界大戦の終戦後）から平成にかけての古賀の歴史を9）として記載してほしい。</p> <p>人口の増加と市制施行、国道3号線香椎バイパスの開通、九州自動車道の開通、鹿部山や美明地区などの造成、柑橘産地としての隆盛と価格崩壊による影響、文化財の発掘作業の増加と歴史資料館の設置など、船原古墳の保存と活用に至る歴史的な経過を市民が向き合うことができる機会として、9）として掲載していただくことには意義があると思います。</p>	変更します	ご意見を受けて、第二次世界大戦後から平成にかけての古賀市の歴史を9）として加筆します。
5	36ページ	第3章 第2節(1)	「表土剥ぎ」が、①調査のプロセスの一環として平成8年度に行われたものなのか、それとも②『調査を開始しようとしたところ、それ以前（平成8年度以前）に表土剥ぎが行われていたのか』というのが区別しづらい印象を持ちました。事実に即した、より読み手に誤解を与えない文章への見直しをご検討いただけたら幸いです。	変更します	該当文章を誤解のないように修正します。
6	57～58 ページ (旧56 ページ)	第5章 第1節(3)	観光入込客の増加を主目的とした市外イベント事例の掲載だけではなく、観光客への満足度の向上や将来的な観光消費額の増加主目的とした市内イベント事例も掲載してはどうでしょうか。平成29年11月の第89回全日本馬術選手権大会においては、会場に船原古墳関係の展示を行い、市外からの来場者の方々に船原古墳を中心に古賀のことをご理解いただいたときいていますので、そうした「市内で開催されたコンベンションイベントにおける市外來場者へのPR事例」があれば掲載をご検討いただけたらと思います。	変更します	ご意見の趣旨を踏まえ、市外に向けて船原古墳のことをPRしている事例について加筆します。
7	58ページ (旧56 ページ)	第5章 第1節(3)	<p>いわゆる「市政出前講座」のメニューの中に船原古墳に関するものが含まれていると思いますが、その実績も掲載されてはいかがでしょうか。</p> <p>また、行政直営（市設置の学校を含む）の普及啓発行事のみならず、市内NPO法人による船原古墳にかかる専門家を招聘した講演会や、市内劇団による船原古墳を題材としたミュージカルなどの事例、CSR志向のある地元金属加工事業者による模型作成などの事例もあり、行政以外の主体が普及啓発や活用をしている事例も、具体名は別として掲載していただき、計画後半に示される市民全体への「価値の共有」の端緒があることも掲載されてはいかがでしょうか。</p>	変更します	ご意見の趣旨を踏まえ、行政以外の主体が普及啓発や活用をしている事例について加筆します。市政出前講座については実施していますが、事業規模が他と異なることから今回は記載しません。

8	61ページ 以降 (旧60 ページ 以降)	第7章 以降	<p>馬具を含めた遺跡の全てを、古賀市が主体となって保存活用する決定をされたことは、大変すばらしいと評価する。</p> <p>しかしながら、馬具を含めた「遺物」である「出土品」については、P58「活用に関する課題」で、「現状の歴史資料館では展示できないため施設について検討する必要がある」との記述があるだけで、「第7章 保存管理」以降は、「遺構」のことばかりの記述となり、馬具を含めた「遺物」である「出土品」について、どのように保存し、どのように活用するか、明快な記述がされていない。</p> <p>これでは、馬具を含めた「遺物」の保存管理について、古賀市は無策であると誤解させる恐れがある。</p> <p>この史跡の目玉が「馬具」であることは、これまでの市の発表や報道のあり方からも、誰もが疑わない事実であり、その馬具を含めた「遺物」が、どこで、どのように保管され、どのように活用されるのかということは、「管理団体」としての市の責任を果たすためにも、しっかりと書き込むべきである。</p>	変更します	本計画は、史跡の保存活用計画であり、出土品の保存活用の方針等については別に議論するものですが、ご指摘のとおり出土品が本史跡の価値の構成要素であることは疑いありません。第8章「活用」に遺物の活用をしていく旨を追記いたします。第9章「整備」第2節(2)①にも出土品のことを加筆します。また、ご指摘の第5章「現状と課題」第2節(3)の文章は事実と齟齬があったため削除し、代わりに出土品の活用について検討する必要がある旨を加筆します。
9	68ページ (旧67 ページ)	第8章 第2節(1)	<p>船原古墳の保存と活用においては、「古賀市立図書館」のアーカイブ機能およびレファレンス機能も大きな役割を果たすと思うので、計画への掲載をご検討ください。</p> <p>船原古墳に関する考古学関係の資料や、関係する専門家の方々の文献などに加え、船原古墳界隈の圃場整備や柑橘類等の産業動向などの船原古墳への理解をより深められる郷土資料の収集など、図書館だからこそその役割はとても大きいものではないかと思います。</p>	変更します	ご指摘の趣旨を踏まえて、船原古墳の情報発信において古賀市立図書館と連携することを加筆します。
10	68ページ (旧67 ページ)	第8章 第2節(1)	<p>第1節に「市民活動の原動力」、第2節に「市民活動の活性化」とあります。そこでの「市民活動」のイメージとしては、『文化の保存や継承であったり史跡を拠点に普及啓発（観光ガイド等）を主に活動しているNPO的なもの』だけではなく、地元のCSR志向のある企業やその従業員、自治会・校区コミュニティなどの地縁的な団体、そして必ずしも史跡保存を目的としないNPO、さらには地域に暮らす一人一人の個人をさすものであって、「企業や地域住民による社会全体での船原古墳の保存と活用に向けた理解と行動」「多様な主体による相互の役割分担による保存と活用」の意味合いの強いものをとらえておられるのではなかろうかと思います。</p> <p>この文脈において単に「市民活動」という言葉を使うと、狭義のNPO支援的な意味合いとして読み手に受け取られる可能性があり、読み手によっては定義とがゆがみ、「市民活動」が計画的なものでなくなってしまう危険を感じました。</p> <p>もちろん、狭義のNPOたる「史跡への見学者のきめ細やかな対応が可能なガイド活動団体」「便益施設の日常の運営ができる地域に根差した団体」「文化庁等の補助事業を民間として担える団体」を育成したいとおもう思いもあるうかとも思いますが、本頁においては「市民活動」という言葉を使わずに、船原古墳の地域社会への包摂と、多様な主体による船原古墳の保存と活用を謳う文章とされてはいかがでしょうか。</p> <p>&lt;第1節&gt;</p> <p>本史跡の価値を市民が共有することで、船原古墳がある古賀市に対して誇りを持つ人づくりを礎に、史跡が地域や人と紡ぎ、その協働による相乗効果を原動力として地域が活性化していくことを目指す。</p> <p>&lt;第2節&gt;</p> <p>本史跡を利用した生涯学習活動を推進することで、郷土の歴史愛好家ののみならず、地域住民や通勤・通学者をはじめとした市民としての誇りの涵養につとめる。さらに、単に学ぶだけではなく、それぞれの取り組みが自発的な発展に発展し、相互に学びあい、実践を伴う行動に発展する環境を整える。</p>	変更します	ご指摘のようにここでいう「市民活動」は多様な主体による自発的な活動をも含む意味で用いています。その意図が読み手に理解いただけるよう、第2節(1)-2)と(2)に多様な主体が参加した自発的な活動が行われるような環境を整えていくことを加筆します。

11	72ページ (旧70 ページ)	第10章 第1節	<p>「市全体の観光振興や地域振興を促進するため、市内の公共施設、観光拠点エリア並びに企業など地域との連携を図る」とありますが、この文章そして「国史跡船原古墳保存活用計画」を実現するためには、並行して市の観光ご担当部局において体系的な「観光振興計画」の策定と、その観光分野における計画的な施策の展開が必要不可欠であろうと思います。「観光振興計画」に相当する下敷き・礎がないままの「国史跡船原古墳保存活用計画」には、考古学的な観点を除いて実現性に乏しい部分も多いのでは…思います。</p> <p>船原古墳をもとにした観光客の誘致と観光消費額の拡大、地域への経済波及効果などを古賀市にもたらし、観光公害への対応を差し引いてもなお利益を確保し、その利益を持って次世代への船原古墳の価値を継承するための資金を獲得する観光政策の体系化を、古賀市においてもぜひ着手願います。</p>	ご意見として承ります	ご指摘いただいた「観光振興計画」の策定や観光政策の体系化等についてはご意見として承り、今後の参考とさせていただきます。
----	-----------------------	-------------	---	------------	---